

美唄市東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致庁内検討委員会
設置要綱

(設置)

第1条 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴うスポーツ合宿誘致(以下「合宿誘致」という。)に向けて、総合的に検討を行うため、美唄市東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 合宿誘致に向けた情報収集に関する事項
- (2) 合宿誘致に係る観光戦略に関する事項
- (3) 合宿誘致を契機としたスポーツ振興に関する事項
- (4) 合宿誘致を契機とした障がい者の社会参加促進に関する事項
- (5) その他合宿誘致に関連する施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は企画課長を、副委員長は生涯学習課長を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 地域福祉課長
 - (2) 商工観光課長
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する職務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総務部企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。